

独立行政法人国立病院機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和6年8月1日

独立行政法人国立病院機構

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日、地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、独立行政法人国立病院機構（以下「当機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を次のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、当機構が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、令和12年度（2030年度）までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

当機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量は、平成25年度（2013年度）を基準として令和元年度（2019年度）までに20.8%削減している。

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、基準年度と比較して、令和12年度までに30%削減することを目標とする。

この目標は、当機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. LED照明の導入

LED照明の導入割合（既存設備を含む。）を、令和12年度までに100%とする。

ただし、使用していない建物等の照明設備であり、更新する必要のない器具は、当該導入割合の対象から除外する。

2. 電動車の導入

令和7年度以降に公用車を新車調達する場合は、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド

ド自動車)がない場合等を除き、100%電動車とする。

ただし、軽自動車及び救急車、除雪車等の特殊車両や作業車両は対象から除外する。

3. 新築建築物の ZEB 化

今後計画する新築事業(延面積 2,000 m²以上)は、原則 ZEB Oriented 相当以上とする。

4. 新築建築物の太陽光発電の導入

今後計画する新築事業(延面積 2,000 m²以上)において、太陽光発電を屋上の設置可能な面積の 50%以上に設置した際の投資回収期間が 15 年未満となる場合は、太陽光発電を設置する。

V. その他、措置の内容

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) LED 照明の導入

照明設備のうち照度調整に適し、効果的な箇所については、調光システムを導入する。

(2) 再生可能エネルギー由来電力調達の推進

ア 調達する電力は、電力市場(再生可能エネルギーの供給バランス、地域の電力価格水準等)や法人の経営状況を勘案し、可能な範囲で再生可能エネルギー由来の電力を導入する。

イ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 太陽光発電の導入

既存建物及び未利用地における太陽光発電の設置は、初期投資、維持費用及び経営状況等を勘案し、次のとおり導入を検討する。

ア 既設建物は、建物の構造と屋上の設置可能な範囲を確認した上で、投資回収期間が 15 年未満となる場合は導入を検討する。

イ 未利用地は、利用計画がない場合に投資回収期間(造成費用を含む)が 15 年未満となる場合は導入を検討する。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮、建築物における省エネルギー対策

ア 新築建築物の計画を行う際は、初期投資費用及び維持管理費用について考慮しつつ、可能な限り省エネルギー対策を行い、温室効果ガスの排出の削減等に配慮して整備する。

イ 建築物に使用する建築資材は、断熱性能向上のため、投資費用について考慮しつつ、可能な限り屋根、外壁への断熱材の使用、

断熱性の高い断熱サッシ・ドア等の建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓の導入など、断熱性能の向上を図る。

ウ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、次の取組を行う。

- ① 空調設備を新設又は更新する際は、投資費用について考慮しつつ、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。
- ② 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物のリサイクルの推進

排出される廃棄物は率先して排出の抑制、リサイクルを実施する。また、可能な限り再生素材や再生可能資源等への切替を実施する。

(2) エネルギー使用量の抑制の推進

- ① 冷暖房温度の設定は、事務及び事業に支障のない範囲内で空調設備の適正運転を行う。
- ② 夏季及び冬季における建物内での服装は、クールビズ、ウォームビズを励行する。
- ③ 複数の施設が参加する会議等においては、WEB 会議システムを積極的に活用する。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況は、毎年度、本計画の取組や進捗状況を確認し、環境報告書等において温室効果ガスの総排出量の推計を公表する。